

# 一般社団法人 電気通信共済会相互扶助部規約

制 定 1953. 5. 1  
改 正 2012. 3. 31 済相第 456 号  
改 正 2014. 3. 7 済相第 385 号  
改 正 2014. 3. 27 済相第 444 号  
改 正 2016. 7. 21 済サ企第 168 号  
改 正 2017. 3. 23 済サ企第 489 号  
改 正 2019. 7. 24 済サ企第 9 号  
改 正 2020. 1. 30 済サ企第 22 号  
改 正 2022. 3. 23 済サ企第 15 号  
改 正 2022. 3. 30 済総第 170 号

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規約は、一般社団法人電気通信共済会定款に基づき、日本電信電話株式会社およびこれに準ずる法人の社員等の退職、死亡および災害等に対する相互扶助の制度を設け、その行う給付に関し必要事項を定め、もって日本電信電話株式会社およびこれに準ずる法人の社員等の福利厚生の上昇に資することを目的とする。

(組織)

第 2 条 前条（目的）の目的を達成するため、一般社団法人電気通信共済会（以下「共済会」という。）内に相互扶助部を組織し、代表者に共済会会長（以下「会長」という。）を充てる。

## 第 2 章 会 員

(対象者および相互扶助部適用会社)

第 3 条 相互扶助部に加入することができる者は、次項に定める相互扶助部適用会社の役員および社員とする。

2 相互扶助部適用会社とは、次に掲げる法人のうち、相互扶助部に対して加入申請を行い会長の承認を得た会社とする。

- (1) エヌ・ティ・ティ企業年金基金に加入している法人
- (2) 前号に準ずるものとして共済会理事会（以下「理事会」という。）が別に定める法人

(会員資格の取得)

第 4 条 前条（対象者および相互扶助部適用会社）に規定する者は、別に定める加入申込書を会長に提出し、第 1 回の会費が納入された日の属する月から会員たる資格を取得する。ただし、その者が過去に次条（会員資格の喪失）第 1 項第 3 号または第 4 号により、4 回以上会員資格を喪失している場合はこの限りでない。

2 相互扶助部は、会員に別に定める会員証を交付する。

(会員資格の喪失)

第 5 条 会員が次の各号の 1 に該当したときは、その翌日から会員たる資格を失う。

- (1) 死亡したとき

- (2) 退会したとき（第3条（対象者および相互扶助部適用会社）第1項の対象者でなくなったときをいう。以下同じ。）
- (3) 前各号以外で任意により解約（以下、「脱会」という。）したとき
- (4) 正当な理由がなく会費を3箇月分滞納したとき

（会員期間の計算）

第6条 会員である期間（以下「会員期間」という。）は、会員の資格を取得した日の属する月から始まり、その資格を喪失した日の前日の属する月をもって終わるものとする。

（会費）

第7条 会員は、毎月、標準報酬月額<sup>1</sup>の100分の2.95に相当する額を会費として納入しなければならない。

2 標準報酬月額が最高等級に達している会員の会費については、前項により算出された金額と基本給の100分の3.75に相当する額と比較していずれか高い額を適用する。

3 第3条（対象者および相互扶助部適用会社）に規定する相互扶助部適用会社から会員に対する相互扶助部年金奨励金を相互扶助部が受け入れたときは会費に準じて扱うものとする。

### 第3章 給 付

（給付の種類）

第8条 この規約による給付は次のとおりとする。

- (1) 退会給付金
- (2) 弔慰金
- (3) 家族弔慰金
- (4) 災害見舞金
- (5) 休業見舞金

（給付の決定）

第9条 この規約の給付を受ける権利は、その権利を有する者の請求に基づいて相互扶助部が決定する。

（退会給付金）

第10条 会員が退会または死亡したときは、退会した会員または第14条（遺族）に規定する遺族である配偶者（以下、双方を「年金受給権者」という。）に対し、退会給付金を年金として給付する。

ただし、退会給付金の額が100万円に満たないときは、その額を一時金として給付する。

2 退会の手続は、次のとおりとする。

- (1) 会員は、退会することが決まったときには、相互扶助部に対して退会の通知を速やかに行わなければならない。
- (2) 相互扶助部は、退会または死亡の通知を受けた場合には、年金受給権者となる者に対し、退会給付金額を通知する。
- (3) 年金受給権者となる者は、退会した日から60日以内（会員の死亡による場合には、死亡日から3箇月以内）に所定の請求書類を相互扶助部に提出し、退会給付金の受取方法を申請しなければ

ばならない。

- (4) 年金受給権者となる者が前(3)に規定する手続きを行わなかったときには、相互扶助部は退会給付金について年金額または一時金額を決定するものとし、年金受給権者より請求があるまでの間、未払金として管理するものとする。

3 退会給付金の額は次により算定した額の合算額とする。

(1) 基本給付金

会員期間（1年に満たない月数は、これを12で除した数とする。）に次の額を乗じて得た額

会員期間		金額
	11年未満	1万円
11年以上	21年未満	2万円
21年以上	31年未満	3万円
31年以上	41年未満	4万円
41年以上		5万円

(2) 特別給付金

会費から理事会で別に定める基本給付金相当の会費を減じた額に対し、理事会で別に定める乗率および計算方法により算出した額

(3) 加算見舞金

琉球電信電話公社から引続き日本電信電話公社の役職員となり、1972年2月末日までに会員となった者については琉球電信電話公社の在職期間に応じた額

琉球電信電話公社の 在職期間		加算額
	1年未満	20,000円
1年以上	2年未満	24,000円
2年以上	3年未満	28,000円
3年以上	4年未満	32,000円
4年以上	5年未満	36,000円
5年以上	6年未満	40,000円
6年以上	7年未満	44,000円
7年以上	8年未満	48,000円
8年以上	9年未満	52,000円
9年以上	10年未満	56,000円
10年以上	11年未満	60,000円
11年以上	12年未満	65,000円
12年以上	13年未満	70,000円
13年以上	14年未満	75,000円
14年以上	15年未満	80,000円
15年以上	16年未満	85,000円
16年以上	17年未満	90,000円
17年以上	18年未満	95,000円

18 年以上		100,000 円
--------	--	-----------

4 次条（年金）に規定する据置期間を有する者の退会給付金の額は、前項により算出した額に据置期間に応じて据置率を乗じた額を加算した額とする。

（年金）

第 11 条 退会給付金の年金による支払は、次によるものとする。

(1) 据置期間

退会した日の翌日の属する月から起算して 10 年以内の期間で、年金受給権者が指定するものとする。

なお、据置終了月は 3 月、6 月、9 月および 12 月のうちいずれかの月とする。

ただし、年金受給権者が指定できる据置期間は、年金受給権者が 65 歳に達する月を限度とする。

(2) 給付期間

15 年とする。

(3) 給付期月

毎年 1 月、4 月、7 月および 10 月の各 20 日（休業日となる場合には、その前営業日）において、それぞれの前月までの分を給付する。

2 据置期間の据置率および給付期間の給付率は理事会で定める。

3 相互扶助部が年金給付内容を決定したときには、年金受給権者に相互扶助部退会給付金年金証書を交付する。

（一時金）

第 12 条 年金受給権者は、第 10 条（退会給付金）の規定にかかわらず、退会時（死亡時も含む）から年金の給付期間が終了するまでの間に相互扶助部に対し所定の手続を行えば、退会給付金を一時金として受け取ることができる。

ただし、一部を一時金とすることができるのは、次の双方を満たす場合に限るものとする。

(1) 年金および一時金について、過去に給付された前歴を持たないこと

(2) 一時金を給付後の退会給付金の残高が 100 万円を超えていること

2 年金に替え一時金として給付する額の算出は次によるものとする。

(1) 退会した時に一時金を給付するときは、退会給付金の額に 0.8 を乗じて得た額とする。

(2) 年金を据置中である、または受給中である年金受給権者に一時金を給付するときは、第 10 条（退会給付金）で算出した退会給付金の額から年金または一時金として給付された退会給付金の額を控除して得た額に、下表の退会した日の翌日から請求の申請がなされた日までの経過期間に応じた率を乗じて得た額を一時金として給付する。

経過期間		率	経過期間		率
	1 年未満	0.8000000	8 年以上	9 年未満	0.9066667
1 年以上	2 年未満	0.8133333	9 年以上	10 年未満	0.9200000
2 年以上	3 年未満	0.8266667	10 年以上	11 年未満	0.9333333
3 年以上	4 年未満	0.8400000	11 年以上	12 年未満	0.9466667
4 年以上	5 年未満	0.8533333	12 年以上	13 年未満	0.9600000

5年以上	6年未満	0.8666667	13年以上	14年未満	0.9733333
6年以上	7年未満	0.8800000	14年以上	15年未満	0.9866667
7年以上	8年未満	0.8933333			

(3) 年金受給権者が一時金または年金により退会給付金の受給を終了する場合に、終了時における退会給付金の受給総額が納入会費総額を下回るときには、相互扶助部は年金受給権者に対して納入会費総額から退会給付金の受給総額を差し引いた残額を支払うものとする。

3 会員が退会した時に退会給付金の全部を一時金として給付を申請するときに、前項(1)の規定を適用して算出した額が100万円に満たない場合は、その一時金の額は100万円とする。

なお、据置中であり、かつ一時金給付の前歴を持たない年金受給権者が、全部を一時金として申請するときも同様とする。

ただし、第10条(退会給付金)第1項ただし書の退会給付金の額が100万円に満たない者を除く。

(死亡時の取扱)

第13条 会員または年金受給権者が死亡したときは、次条(遺族)で規定する遺族に第10条(退会給付金)で算出した退会給付金の額から既に年金として給付した退会給付金の額を控除して得た額を一時金として給付する。

ただし、遺族が次条(遺族)第1項(1)で規定する配偶者であるときは、死亡した者の年金受給権をそのまま承継することができる。

2 前項に基づく給付の申出は、会員または年金受給権者が死亡した日から3箇月以内に証拠書類を付して行わなければならない。

(遺族)

第14条 会員または年金受給権者が死亡した時の遺族の範囲および順位は次のとおりとする。

ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。祖父母にあっては、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にする。

(1) 配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む。以下同じ。)

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(7) 前各号以外の人で、会員または年金受給権者の死亡当時、主としてその者の収入によって生計を維持していた者

2 前項で同順位の者が2名以上ある場合には、遺族はそのうちの1人を受取の代表者として指名し、相互扶助部はその者に給付する。

3 遺族であって、故意に会員または年金受給権者、その配偶者、先順位者または同順位であるべき者を死亡に至らせた者は、この規約の給付の受取人となることができない。

(弔慰金)

第15条 会員が死亡したときには、その者の前条(遺族)に規定する遺族に弔慰金として100万円を給付する。

2 前項の請求を行うときは、請求権者が所定の請求書類等を相互扶助部へ提出しなければならない。

(家族弔慰金)

第 16 条 会員の配偶者が死亡したときは、会員に対し、家族弔慰金として 10 万円を給付する。

2 前項の請求を行うときは、会員が所定の請求書類とともに戸籍謄本もしくは戸籍抄本または会員との関係を明らかにする書面を相互扶助部へ提出しなければならない。

(災害見舞金)

第 17 条 火災・風害・水害・雪害により、会員の住居または家財に損害を受けたときは、別表第 1 に規定する損害の程度に応じ、同表に規定する額を災害見舞金として給付する。

2 前項の請求を行うときは、会員が所定の請求書類とともに損害の程度および原因を記載した警察署または消防署長もしくは市区町村長の証明書ならびに損害調書を相互扶助部へ提出しなければならない。

3 第 1 項に規定する事由以外を原因とする災害見舞金は、その災害の程度により特に理事会の決議を経て給付することができる。

(休業見舞金)

第 18 条 会員が次の各号に掲げる事由により欠勤し、給与または健康保険法上の傷病手当金もしくは出産手当金等これらに類するものの支給を受けないときは、休業見舞金としてその期間 1 日につき 6,000 円を給付する。

- (1) 被扶養者（健康保険の被扶養者に限る。以下同じ）の病気または負傷（欠勤した期間）
- (2) 会員の配偶者の出産（引き続く 14 日以内）
- (3) 会員または同居している親族の災害（5 日以内）
- (4) 会員の婚姻、配偶者の死亡または会員の 2 親等内親族の婚姻もしくは葬祭（7 日以内）
- (5) 会員と同居している親族で被扶養者以外の者の病気または負傷（7 日以内）

2 前項の請求を行うときは、会員が所定の請求書類とともに休業期間およびその理由を記した証明書を相互扶助部へ提出しなければならない。

(会費の返還)

第 19 条 会員が第 5 条（会員資格の喪失）第 3 号または第 4 号に該当したときは、その者に対し、納入会費総額を返還する。

## 第 4 章 貸 付

(貸付)

第 20 条 会員は相互扶助部より貸付（以下「会員貸付」という。）を受けることができる。

2 会員貸付は、新規および借り換えによる方法によるものとする。

3 会員貸付の金額は、1 万円の整数倍とする。

(貸付の制限)

第 21 条 会員貸付の累計限度額については、会員貸付の申込があった月の前月末時点における第 19 条（会費の返還）に定める当該会員の会費返還金額とする。

- 2 廃止前の住宅共済規約第4章に規定する住宅貸付（以下「住宅貸付」という。）及び同規約第5章に規定するリフォーム貸付（以下「リフォーム貸付」という。）を弁済中の借受人が会員貸付を受けるときは、前項中「会費返還金額」とあるのは、「会費返還金額から会員貸付の申込みがあった月の前月末時点における住宅貸付残高及びリフォーム貸付残高を控除した額」と読み替えるものとする。
- 3 会員貸付の新規及び借り換えは、第24条に規定する貸付金の送金日より1年以上経過した後でなければ行えないものとする。
- 4 現に会員貸付を受けている者は、その弁済が終了するまで、新たな貸付を受けることができないものとする。

（貸付の申込）

第22条 貸付を申し込む会員（以下「貸付申込者」という。）は、事前に相互扶助部へ約定内容を確認し、別に定める会員貸付申込書兼金銭消費貸借約定書を相互扶助部に提出しなければならない。

（貸付の決定）

第23条 相互扶助部は、会員貸付申込書兼金銭消費貸借約定書を受理したとき、その内容を審査し、速やかに貸付の可否についての決定を行うとともに、その結果について貸付申込者に通知する。

（貸付金の送金）

第24条 前条（貸付の決定）により相互扶助部が貸付の承諾をしたときは、会員貸付金を貸付申込者の日本国内の金融機関口座へ振り込むものとする。

（手数料）

第25条 相互扶助部は会員貸付金の支払にあたり、必要な手数料を当初の会員貸付金から予め徴収することができる。

（貸付利息）

第26条 会員貸付金に対する利息は、理事会で定められた方法により会長が定める利率により月計算とし、貸付した当該月から計算する。

ただし、貸付した翌月以降に弁済される金額に対しては弁済当月分の利息は付さない。

（貸付金の弁済）

第27条 会員貸付金の弁済は、60箇月以内の元利均等の月賦弁済とし、会員貸付金の支払を受けた会員（以下「借受人」という。）は貸付を受けた月の翌月から毎月弁済しなければならない。

- 2 借受人が次の各号の一つに該当したときは、期限の利益を失い、直ちに未弁済元利金を一時に弁済しなければならない。
  - (1) 第5条（会員の資格喪失）のいずれか各号に該当したとき
  - (2) 支払を停止し、または手形交換所の取引停止処分があったとき
  - (3) 諸税の滞納処分または保全差押を受けたとき
  - (4) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、もしくは競売の申立を受けたとき
  - (5) 破産、民事再生、特定調停の申立があったとき
  - (6) 前各号の一つが発生するおそれが強いと相互扶助部が認めたとき
- 3 借受人は、未弁済元利金の一部または全部を繰上げて弁済することができる。

ただし、一部を弁済するときの元金は1万円単位とする。

4 借受人は、弁済に係わる費用について負担しなければならない。

## 第5章 無給休職時の特例措置

(会費に対する特例)

第28条 会員が無給休職となったときは、会員は、会費等納入免除申請書を相互扶助部に提出し、会費の免除を受けることができる。

2 前項による会費の免除期間は、相互扶助部が無給休職となったことを知り得た日の属する月から始まり、復職したことを知り得た日の前日の属する月までの範囲内とする。

3 第1項により会費の免除を受けた期間については、第6条(会員期間の計算)による会員期間から除くものとする。

4 第1項により会費を免除された会員が第5条(会員資格の喪失)第1号に該当した場合は、前項の規定にかかわらず第1項による申出がなかったものとみなして退会給付金および弔慰金を算出し、未納会費を退会給付金から控除した残額を給付する。

(会員貸付に対する特例)

第29条 借受人が無給休職となったときは、別に定める猶予申請書を相互扶助部に提出し、弁済猶予を受けることができる。

2 前項の弁済猶予を受けることができる期間は、相互扶助部が無給休職となったことを知り得た日の属する月から始まり、復職したことを知り得た日の前日の属する月までの範囲内とする。

3 弁済猶予期間が終了した場合は、猶予期間に対する第26条(貸付利息)に定める利息相当額を未弁済元金に繰入れ、弁済猶予となる直前の残弁済期間で弁済するものとする。

## 第6章 財 政

(資産運用委員会)

第30条 相互扶助部資産の適正なる運用を図るため、相互扶助部資産運用委員会を置く。

2 相互扶助部資産運用委員会の運営上必要な事項は別に定める。

(財政検証)

第31条 相互扶助部は、毎事業年度決算において、積み立てるべき責任準備金の算出をし、財政の状況を検証するものとする。

(給付額の改定)

第32条 相互扶助部は、前条(財政検証)の結果、必要がある場合はこの規約で定める給付の額を変更することができる。ただし、この場合は理事会の決議を得るものとする。

(事情変更の場合の特例)

第33条 特別の事情により、この規約によることができない場合には、理事会の決議を経て、必要な措置を行うことができる。



## 第7章 雑 則

### (権利の保護)

第34条 この規約に基づく給付を受ける権利は、譲り渡しまたは担保に供することはできない。

### (貸付残額の控除)

第35条 この規約における貸付残額とは、共済会が会員に行う全ての貸付における残額をいう。

2 会員が第5条(会員資格の喪失)に該当し会員の資格を喪失したときで、会員に貸付残額がある場合は、退会給付金または会費返還金からその貸付残額を控除した残額を給付するものとする。

3 前項に該当する場合のほか、会員が次の各号の一つに該当したときで、会員に貸付残額がある場合は、共済会は会員に通知して、会員へ将来給付すべき退会給付金または会費返還金からその貸付残額の全部または一部を予め控除することができる。

(1) 支払を停止し、または手形交換所の取引停止処分があったとき

(2) 諸税の滞納処分または保全差押を受けたとき

(3) 仮差押、差押、仮処分、強制執行、もしくは競売の申立を受けたとき

(4) 破産、民事再生、特定調停の申立があったとき

(5) 前各号の一つが発生するおそれが強いと共済会が認めたとき

4 前項の控除額は、前項の通知が到達した日において会員が脱会したものとして第19条(会費の返還)により算出した会費返還金の額を限度とする。

5 第3項各号の一つに該当したことにより控除する場合で、かつ会員が複数の貸付を受けている場合、共済会は、会員のどの債務にあてるかを指定でき、会員はその指定に対して異議を述べないものとする。

6 第3項の控除をした会員が第5条(会員資格の喪失)第1号または第2号に該当した場合には、本来の会員期間で第10条(退会給付金)により算出した退会給付金の額から第3項の控除額を減じた額を給付する。

7 第3項の控除をした会員が第5条(会員資格の喪失)第3号または第4号に該当した場合には、第19条(会費の返還)により算出した会費返還金から第3項の控除額を減じた額を給付する。

8 第3項の控除後、会員が第5条(会員資格の喪失)に該当して退会給付金または会費返還金を給付する場合であっても、会員になお返却すべき貸付残額がある場合には、退会給付金または会費返還金からその貸付残額を控除して給付する。

### (給付に対する疑義)

第36条 この規約に基づく給付に疑義のある場合は、理事会において決定する。

### (端数処理)

第37条 この規約に定める会費、給付金および貸付金の元利金を算出する場合に、円未満の端数が生じたときは、50銭未満は切捨て、50銭以上は円位に切り上げる。

### (送金方法)

第38条 相互扶助部は、この規約に定める給付金等を支払うときは、その受ける権利を有する者の日本国内の金融機関口座へ振込むものとする。

(未払金の管理)

第 39 条 相互扶助部は、この規約に定める給付金等の支払について未払いが発生したときには、すべて未払金として管理し、以後の利息は付さないものとする。

(氏名および住所の変更)

第 40 条 会員および年金受給権者は、氏名および居住地（個別に送付先を届け出ている場合にはその送付先住所も含む）に変更が生じたときには、遅滞なくその旨を相互扶助部へ通知しなければならない。

(規約の改廃)

第 41 条 本規約の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(相互扶助部の廃止等)

第 42 条 相互扶助部を廃止するときは、残余財産の処理を含め、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第 43 条 この規約に関する全ての紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(その他)

第 44 条 この規約に定めるもののほか、相互扶助部の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約の改正は、社団法人全日本通信サービス協会と財団法人電気通信共済会との合併の登記の日から施行する。(2012 年 10 月 5 日)

(経過措置)

第 2 条 1996 年 11 月 30 日に会員であった者が退会または死亡したときの退会給付金の額は、第 10 条（退会給付金）の規定にかかわらず、1966 年 11 月 30 日に退会したものとみなして当時の規約により算出した額と、第 10 条（退会給付金）の規定により算出した額と比較していずれか高い額とする。

2 本規約の施行時において無給休職に伴う会費の猶予期間を有する者については、第 28 条（会費に対する特例）の規定に関わらず本施行日前の旧規約による取り扱いを受けることができる。

3 この規約の施行日前において、相互扶助関係事業等の事務の取り扱いに関する基本協定（以下「基本協定」という。）、または基本協定の趣旨と内容を同じくする契約書等を共済会と締結している法人は、第 3 条（対象者および相互扶助部適用会社）に定める入会の手続を要することなく、相互扶助部適用会社としての資格を有することとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この規約の改正は、社員総会の決議の日から施行する。(2014年3月5日)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約の法人格の表記及び理事長の名称の変更による改正は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。(2014年4月1日)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約の改正は、2017年1月1日から施行する。ただし、第20条、第21条第3項及び第4項の規定は、2017年10月1日から施行する。

(会員資格の取得回数から除かれるもの)

第2条 第4条第1項の規定の適用については、施行日前の会員資格の喪失回数を含まないものとする。

(会員貸付制限の例外)

第3条 第21条第3項及び第4項の規定の適用については、施行日前に既に受けていた会員貸付を含まないものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約の改正は、2018年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約の改正は、2020年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約の改正は、2022年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約の改正は、2022年3月30日から施行する。

相互扶助部規約別表

別表第1

損 害 の 程 度	見舞金額
<p>1 全焼、全壊、流失</p> <p>家屋の全焼、全壊もしくは流失したもの、または外形上は倒壊しないが、家屋の70%以上が焼失、損壊または流失し、補修、補強を加えても住居として再使用できない場合。</p>	80 万円
<p>2 半焼、半壊</p> <p>家屋の損害の程度が全焼、全壊、流失に満たないが、家屋の40%以上が焼失、損壊、流失した場合で、残存部分に大修理を加えれば住居として使用できる程度のものとし、次の場合を含む。</p> <p>(1) 内壁の全面積の80%以上が剥落したもの。</p> <p>(2) 床上150センチメートル以上浸水した場合。</p> <p>(3) 全屋根部（屋根、小屋組、天井）の70%以上の損壊があった場合。</p>	55 万円
<p>3 三分の一壊または焼失</p> <p>家屋の損害程度が半焼、半壊に満たないが、家屋の20%以上が焼失、損壊した場合で、補修を加えれば使用できるものとし、次の場合を含む。</p> <p>(1) 内壁の全面積の70%以上が剥落したもの。</p> <p>(2) 床上100センチメートル以上浸水した場合。</p> <p>(3) 全屋根部（屋根、小屋組、天井）の50%以上の損壊があった場合。</p>	30 万円
<p>4 床上浸水および同程度の損害</p> <p>(1) 人が起居するのに必要な床上に浸水し、そのため日常生活を営むことが出来ないものとする。</p> <p>(注1) 畳（準ずるものを含む）が濡れる状態以上の場合。</p> <p>(注2) 損害が全くない場合を除き、起居し、日常生活を営むに必要な部分に浸水した場合。</p> <p>(注3) 「起居するのに必要な部分」とは、原則として、居間、寝室、台所、便所などをいい、玄関、廊下、風呂場、階段などだけで洗って済むような場合は除く。</p> <p>(2) 床上浸水と同程度の被害とは、家屋の損害程度が10%以上20%未満のもので、床上浸水を受けたと同程度の損害があった場合とする。</p>	20 万円